

令和7年度

倉吉市地域で取り組む結婚に向けた出会いの機会等創出事業費補助金募集要項

趣 旨

結婚支援に取り組む地域団体に対し、市がその必要経費の一部を助成することにより、地域ぐるみで婚活を支援する機運を醸成し、少子化の要因の1つである未婚化及び晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として、補助金の交付を行います。

1. 補助対象団体

以下の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 市内の小中学校区、自治公民館区等の地縁的なつながりを有する地域単位(以下「補助事業対象地区」という。)で構成されるものであること。
- (2) その構成員が5人以上で、かつ、50パーセント以上が補助事業対象地区内に在住し、又は在勤している者であること。
- (3) 補助事業対象地区内に団体の主たる事務所を有するものであること。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的としないこと。
- (5) 暴力団等（倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有するものでないこと。

2. 補助対象事業

(1) 募集事業の内容

1. 結婚を希望する者への個別対応事業
結婚相談や出会いの場を提供するもの
2. 結婚に向けた出会いの場の創出を図る事業
 - ア 出会いの場を提供するイベント等の開催事業
 - イ 結婚を希望する者のスキルアップセミナー等の開催事業
 - ウ 出会いの場を創出するための機運醸成に資する事業

※ただし、他の補助を受けている場合は、原則として対象となりません。

(2) 実施時期

補助金交付決定日～令和7年2月下旬

(3) 募集事業数

事業数は、予算の範囲内で決定します。（**2事業程度想定**）

同一年度において、1団体が補助を受けられるのは、1度までとします。

3. 補助対象経費／補助対象外経費

事業を実施するために直接必要とする経費が対象になります。ただし、補助金交付決定日以前に支出した経費については、補助の対象となりません。

補助対象となる経費	補助対象とならない経費
ア 会場使用料及び借上料（備品、音響機器等含む。） イ 自動車借上料 ウ 広告宣伝費 エ 講師・司会者に関する費用（謝礼及び旅費） オ 交通費（第1欄に掲げる補助事業を行う構成員に係るものに限る。） カ 事務経費 キ 消耗品費 ク その他市長が必要かつ適当と認めた経費	ア 国、県、市、団体等からの補助金、交付金等の助成事業又はこれらの団体等からの委託により実施される事業 イ 事業と直接関係がない事業者の恒常的な運営経費 ウ 補助事業者の内部の者に対する報酬及び委託料 エ 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの飲食費及び宿泊費 オ 参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料 カ 参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品及びそれに準ずるもの

4. 補助金の額

上記に掲げる補助対象経費の合計額。上限 10 万円。

※ただし、補助事業に伴う寄付金その他の収入がある場合は、補助対象経費の合計額から当該収入を控除した額を算出基準額とします。

5. 応募方法

（1）募集期間 令和7年4月1日(土)から随時

※予算がなくなり次第受付終了

（2）提出書類

補助金交付申請書（事業実施計画書、収支予算書、団体に関する調書、誓約書を添付）により申請してください。

各様式は、倉吉市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

6. 補助事業の選考

提出された書類により、事業実施の実現性や期待される効果を総合的に審査し、決定します。選考後、補助金の交付及びその額（又は不交付）を決定し、郵送にてお知らせします。

7. 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、以下の点に注意してください。

- ① 事業内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容や社会通念上適当でないと認められない内容は含まないこと。
- ② 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度とし、適当な水準で設定すること。
- ③ 特定の商品の販売、販売のあっせん又は本事業以外への業務への勧誘など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ④ 参加者からの苦情等については、事業実施者の責任と誠意を持って対応すること。
- ⑤ 本事業により収集した個人情報、適正に管理すること。また、事業の実績報告の際、参加者名簿を提出する必要があるため、参加者に対し事前に個人情報の提供について同意を得ること。
- ⑥ 事業の効果を把握するため、事業の実施にあたっては、参加者の意見等を集約するよう努めること。
- ⑦ 参加者同士が成婚した場合には、事業者を通じて市へ報告するよう努めること。

8. 補助金の交付

補助金交付決定の通知を受けた団体が、事業完了後に提出する実績報告書により、事業実施の確認を行った後、補助金を交付します。ただし、必要と認められる場合に限り、補助金の交付決定の後に、概算払を行います。

9. 問い合わせ・提出先

随時相談等受け付けておりますので、不明な点、詳細等については下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市経済観光部しごと定住促進課

TEL：0858-27-0501/FAX：0858-22-8136 mail:iju@city.kurayoshi.lg.jp

交通費の補助について

(1) 補助対象

- ・自家用車、バス等による移動。

※自家用車を有しているものは原則自家用車の移動のみ対象とする。

※ただし、やむを得ない事由により、公共交通機関などでの移動が必要な場合は例外とする。

※タクシーは原則対象外とする。

(2) 交通費の算出方法

- ・自家用車…15 円×走行距離
- ・バス等の公共交通機関…実費

(3) 補助の上限

1 名につき 1 万円を上限とする。

(4) 交通費に係る活動報告書の提出

別紙の様式に記入し、実績報告の際にご提出ください。

交通費に係る活動報告書

氏名

住所 _____

自家用車の有無 有 ・ 無

補助対象額 円

【交通費の明細】（記入例）

年月日	内 容	行き先	経 費
R5. 8. 18	琴浦町の縁結び支援員と相談	琴浦町大字徳万	自家用車で移動 20km×15 円＝300 円
R5. 9. 8	お見合いに同席	倉吉市上井	バスで移動 ※自家用車修理中のため 市役所前⇒上井 400 円